

経済産業省委託事業

ブルネイ下位法令調査

2015年6月

日本貿易振興機構

バンコク事務所 知的財産部

目次

法的制度の概略.....	2
主な協定.....	3
法規の統合／枠組みの概要図	4
図の説明	9
IP 法規一覧表	11
IP 規定を含む一般法の一覧表	13
主な IP 法令の規定	14
ブルネイにおける特許、著作権、商標、回路配置および意匠制度に関する注記.....	44
IP 権の権利行使.....	565

本報告に含まれていない項目：過去の改正

法的制度の概略

ブルネイの法制度はイングランドのコモン・ローに基づく。また、独立した司法制度、文章化されたコモン・ローの判例および法令体系、および国王の制定した法律を有する。

国王が緊急令を発令して支配権を握った 1984 年に立法評議会は停止された。国王は既存の法律の規定を改正する単独の権限を有する。選挙はなく、最終選挙は 1962 年に行われた。したがって、法規一覧表の項の特許権、著作権、回路配置および意匠の緊急令は法令である。ただし、これらの法令は立法評議会で可決されていないため、名称は「緊急令」となっている。ブルネイの成文法は、法、緊急令／法令、下位規則（政府部署が作成）である。また、外国判決の相互権利行使法（2000 年改正版）に基づき、ブルネイで外国判決の権利行使ができる。

知的財産（IP）裁判制度はブルネイには存在しない。裁判制度は下位裁判所から順に、治安判事裁判所→中等裁判所→高等裁判所→上訴裁判所→ロンドンの枢密院司法委員会（民事上訴のみ。刑事上訴は不可）となる。また、ブルネイは、別途イスラーム裁判所制度を有しており、ムスリムの家系およびその他ムスリム関連事項にはシャリーア法を適用している。シャリーア法は一般的に商業的事業には適用できない。ただし、該当する当事者がシャリーア法の適用を契約上定めている場合、シャリーア法が商業的事業に適用される場合もある。これは、契約上の紛争が生じたときに、民事裁判所がその紛争地に管轄権を有していることが条件となる。

（刑法に対する）民法は、1951 年 4 月 25 日以前からイングランドで施行されているイングランドのコモン・ロー、衡平法および一般適用法令に準拠している。

ブルネイ・ダルサラームの知的財産権（IPR）の権利行使の担当機関は、ブルネイ警察および財務省税関局である。違法行為の起訴は、法務省の刑事裁判部が行う。侵害事件の場合、民事・刑事双方の制裁措置が適用可能である。

2000 年から、ブルネイは商標、著作権、意匠および特許権に関する各種法律を可決した。ブルネイの IP 法制度は、国際基準に従っており、世界知的所有権機関（WIPO）が管理する国際契約・協定を遵守している。2014 年に、グローバル情報技術報告書において、ブルネイの知的財産保護は前回の 47 位から 8 位上昇して 39 位となった。また、ブルネイは、2013 年にスペシャル 301 条監視国から除外された。つまり、ブルネイの IP 権利行使は大幅に向上したということである。

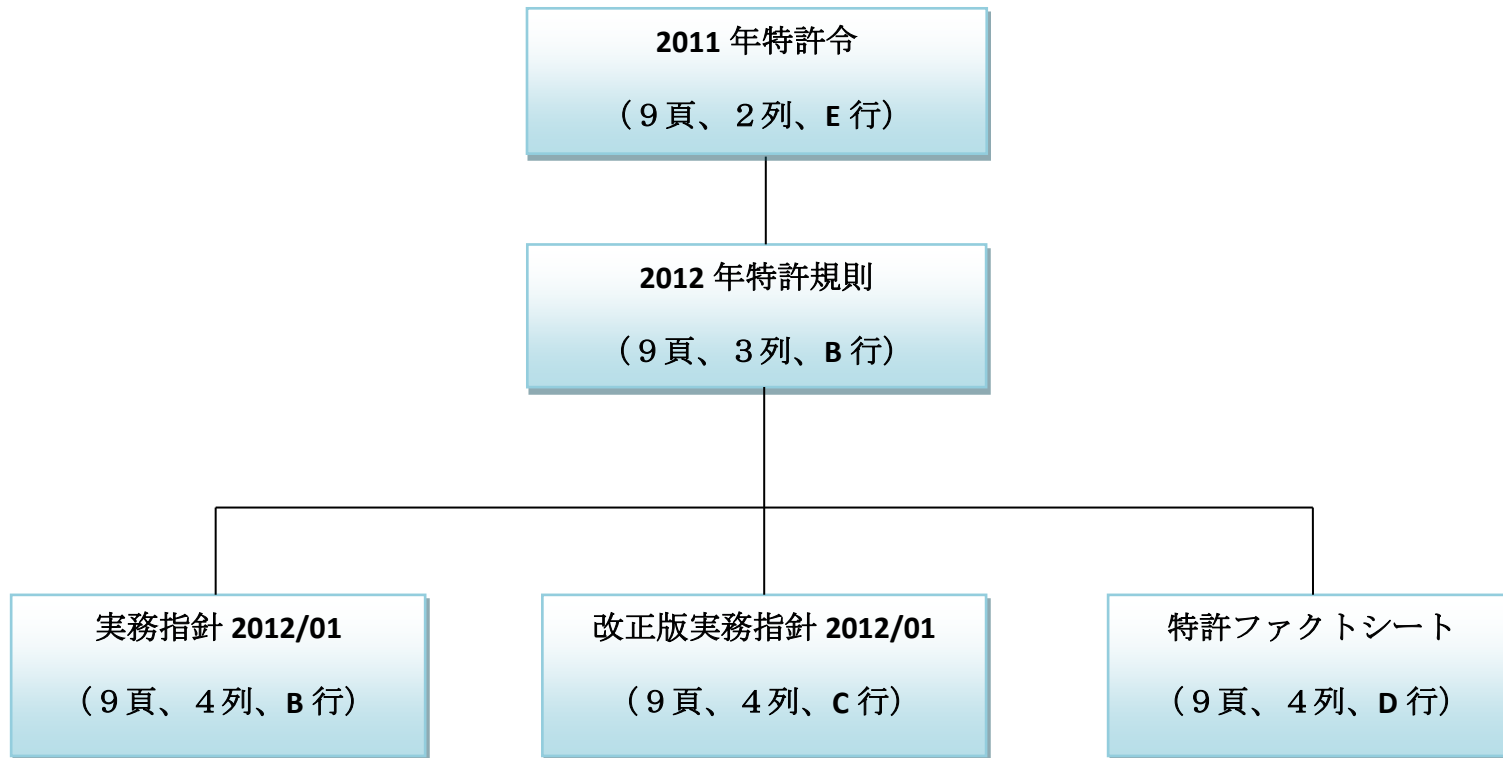
主な協定

IP 協定

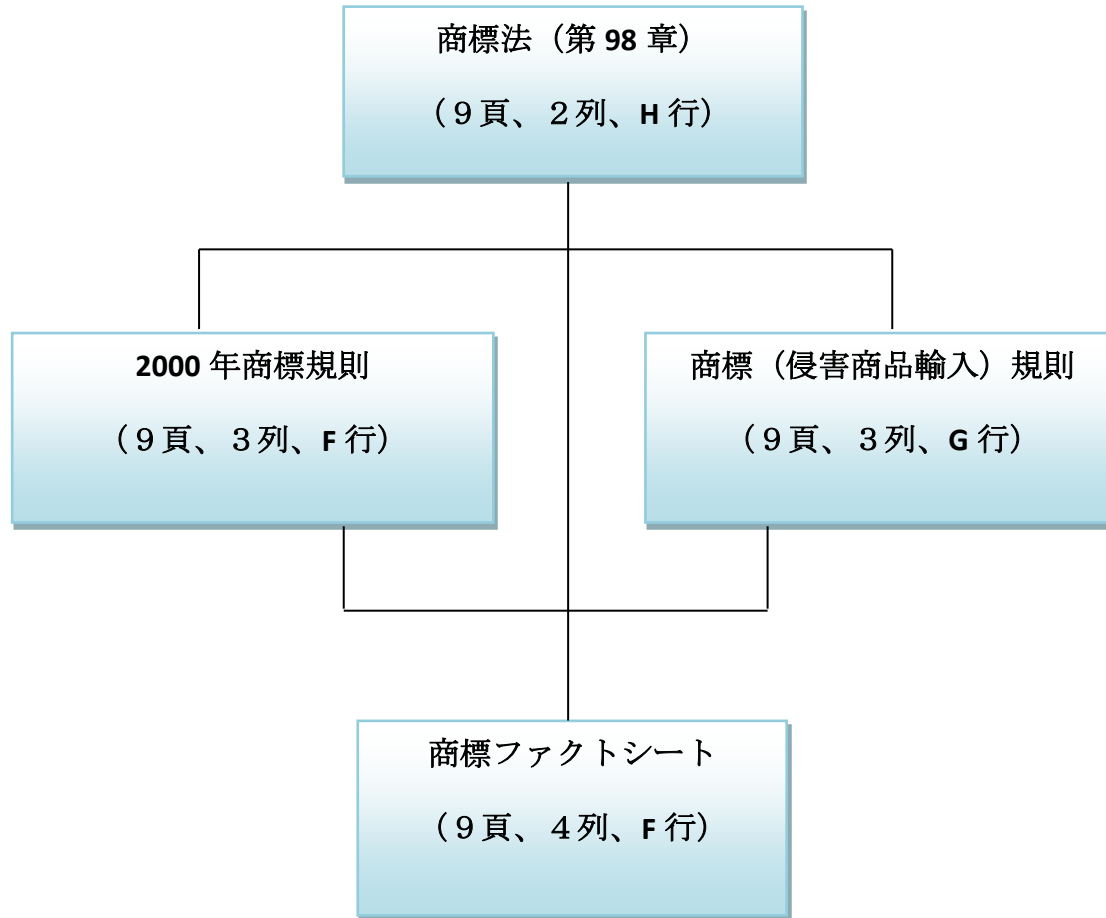
1. 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (2013 年 12 月 24 日)
2. 特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約 (2012 年 7 月 24 日)
3. 特許協力条約 (2012 年 7 月 24 日)
4. 工業所有権の保護に関するパリ条約 (2012 年 2 月 17 日)
5. 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (2006 年 8 月 30 日)
6. 世界知的所有権機関を設立する条約 (1994 年 4 月 21 日)
7. 世界貿易機関 (WTO) - 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) (1994) (1995 年 1 月 1 日)
8. ASEAN 知的財産協力枠組み協定

法規の統合／枠組みの概要図

特許



商標



著作權

1999 年緊急 (著作權) 令
(9 頁、2 列、J 行)

回路配置

1999 年緊急 (回路配置) 令
(9 頁、2 列、K 行)

意匠

1999 年緊急 (意匠) 令
(9 頁、2 列、L 行)

2000 年意匠規則
(9 頁、3 列、M 行)

意匠ファクトシート
(9頁、4列、N行)

IP 規定を含む一般法

著作権

第 180 章—放送
(改正版)
(10 頁、2 列、O 行)

第 94 章—紋章および名称
(不正使用の防止)
(10 頁、2 列、P 行)

著作権、工業所有権、商標

第 109 章—特定救済法
(10 頁、2 列、Q 行)

商標

第 22 章—2001 年刑法
(改正版)
(10 頁、2 列、R 行)

商品商標法 (第 96 章) —
1953 年第 19 号
(10 頁、2 列、S 行)

第 94 章—紋章および名
称 (不正使用の防止)
(10 頁、2 列、T 行)

1984 年商号法 (改正版)
(10 頁、2 列、U 行)

商号

2000 年会社法（改正）令
（10 頁、2 列、v 行）

図の説明

ブルネイにおける法源：

- 成文憲法
- 法律

- 規則
- 指針／マニュアル
- 判例法

成文憲法

ブルネイの 1959 年憲法はブルネイにおける最高法であり、国の管理に関する基本的な憲法上の枠組みを定めている。ブルネイの最高裁は、ブルネイ・ダルサラームにおける法の維持という自らの責任を遂行する際に、主に成文憲法およびブルネイ国法に基づいて行動している。

ブルネイ国法

ブルネイ・ダルサラームには、「ブルネイ国法」という書物にまとめられた法律一式が存在する。ブルネイ国法は 193 の法律で構成されており、独立日前に可決された法律および独立日後に制定された法律から成るリング・バインダー形式の書物に保管されている。法律の一部は、英国から拡張適用された法律も含まれており、1958 年にさかのぼるものもある。

法律

法律は立法部または国王（国家緊急時の間）が作成し、ブルネイ国法の一部を成す。法律により規則の作成が許可される。したがって、法律は最高位にあるものであり、その他の法規に優先する。指針は、成文法の中で最下位のものである。

規則

下位法律はブルネイ国法の一部である。下位法律は、規定、規則、法令、声明または法律効力を有するその他の文書、ならびにこれらの親法律の附則を含む。下位法律を定める権限は、解釈および一般条項法（第 4 章）第 13 条に基づき付与されている。法務長官または該当する省庁／政府部署が規則を作成する。

指針／マニュアル

指針は、ブルネイにおいてはファクトシートおよび実務指針の形態をとり、登録局がこれを作成する（[ブルネイ IP 庁](#)）。

判例法

治安判事または判事が新たな事実に遭遇した場合、判例法を参照する。ブルネイの法制度は、イングランドの法制度の流れに基づき発展しており、法制度はイングランドのコモン・ローに基づいている。判例法とは、制定法（法令、法律、緊急令、法令および下位法律）の形態で成文化された法律から生じるものである。判例法というのは、裁判所が解釈した制定法の文言の意味について拘束力を持つのであるから、制定法および判例法は併せて読まれるべきである。

ただし、ブルネイ法律事務所のパートナーによると、過去 10 年間以上の間に 2 件の IP 案件しかなかったそうである。

IP 法規一覧表

	1	2	3	4
A	IPの種類	法律、施行日	規則、施行日	指針
B	特許権	発明法（第72章）（2011年特許令により廃止）－1925年第1号 －1925年3月	2012年特許規則 －2012年1月1日	実務指針 2012/01
C		発明法－1984年改正版 －該当なし		改正版実務指針 2012/01
D		1999年緊急（特許）令 （2011年特許令によって廃止） －1999年8月31日		特許ファクトシート
E		2011年特許令 －2012年1月1日		
F	商標	商標法－1953年第19号 －該当なし	商標規則（2000） －2000年7月1日	商標ファクトシート
G		商標法－1956年第7号 －該当なし	商標（侵害商品輸入）規則 －2000年12月30日	
H		商標法（第98章） －2000年6月1日		
I	著作権	1911年著作権法（英国） －（法適用法第2条に基づきブルネイに適用） －1912年7月1日		
J		1999年緊急（著作権）令 －2000年2月26日		
K	回路配置	1999年緊急（回路配置）令 －2000年2月2日		

L	意匠	1999年緊急（意匠）令 －2000年1月29日	2000年意匠規則 －2000年4月25日	意匠ファクトシート
---	----	---	--	---------------------------

IP 規定を含む一般法の一覧表

	1	2	3
N	IP の種類	法律、施行日	趣旨
O	著作権	第 180 章－放送（改正版）－1997 年 3 月 15 日	
P		第 94 章－紋章および名称（不正使用の防止） －1968 年 1 月 18 日	王族に関する名称および視覚表現の使用の禁止
Q	著作権、工業所有権、商標	第 109 章－特定救済法 －1939 年 4 月 17 日	
R	商標	第 22 章－2001 年刑法（改正版） －1951 年	第 XVIII 章－文書および商標または財産商標に関する違法行為
S		商品商標法（第 96 章）－1953 年第 19 号 －1953 年 7 月 10 日	
T		第 94 章－紋章および名称（不正使用の防止） －1968 年 1 月 18 日	
U		1984 年商号法（改正版）	－社名の使用／登録の規制 －第 21 条：他の名称（ブルネイで登録済またはブルネイで営業中のもの）と酷似の名称であって公衆を欺く目的のもの登録は不可
V	商号	2010 年会社法（改正）令 －2010 年 12 月 31 日	

主な IP 法令の規定

2011 年特許令

条項	趣旨
	第 I 部：序
1	引用、施行および完全名称
2	本法の解釈指針
3	政府を拘束する命令
	第 II 部：運営
4	特許登録官およびその他の職員
5	登録官による委任
6	特許登録局
7	登録局の印章
8	登録官の権限
9	召喚状に対する不服従の罪
10	証拠提示拒絶の罪
11	職員による発明の取引の禁止
12	職員による情報提供の禁止
	第 III 部：特許性
13	特許性のある発明
14	新規性
15	進歩性
16	産業上の利用
17	発明の優先日
18	先の出願と後の出願との間における事項等の開示
	第 IV 部：特許を出願し取得する権利
19	特許を出願し取得する権利

20	特許等の権原についての問題にかかる付与前の決定
21	付与前に付託された問題にかかる付与後の決定
22	共同出願人による出願の取扱い
23	第 20 条または第 22 条に基づく出願移転の効果
24	発明者の表示
	第 V 部：特許出願
25	出願方法
26	出願日
27	出願の公告
	第 VI 部：特許付与手続
28	予備審査
29	調査および審査
30	特許付与
31	付与前に出願を修正する一般的権限
32	ブルネイ・ダルサラームの防衛または公共の安全を害する情報
33	ブルネイ・ダルサラームの居住者による国外出願の制限
	第 VII 部：付与後の特許に関する規定
34	付与にかかる公告および証明書
35	特許の存続期間
36	特許存続期間の延長
37	単一性の欠如を理由とする特許に対する異論の禁止
38	付与後に明細書を修正する一般的権限
39	付与後の調査および審査
40	失効した特許の回復
41	特許の権利放棄
	第 VIII 部：特許および特許出願にかかる所有権ならびに登録
42	特許および特許出願の性質およびそれらにかかる取引
43	特許登録簿
44	特許による権利に関する登録の効力等
45	登録簿の修正
46	登録簿、書類等の証拠

47	特許および特許出願の共有
48	付与後の特許を受ける権利にかかる決定
49	第 48 条に基づく特許移転の効果
	第 IX 部：従業者発明
50	従業者発明を受ける権利
51	補足規定
	第 X 部：特許製品に関する契約
52	この部の適用
53	一定の制限条件の無効
54	一定の契約の部分の終了
	第 XI 部：権利実施許諾および強制ライセンス
55	権利実施許諾
56	第 55 条に基づいて行われた記入の抹消
57	強制ライセンス
	第 XII 部：政府の用のための特許発明の利用
58	政府および授権された者による特許発明の利用
59	政府の利用に関する第三者の権利
60	政府の利用に関する紛争の付託
61	第 58 条に基づく権利の内容および範囲
62	特許権者に通知する義務
63	報酬を受ける権原を有する特許権者
	第 XIII 部：特許侵害
64	侵害の意味
65	特許侵害手続
66	立証責任の転嫁
67	侵害救済の制限
68	部分的に有効な特許の侵害にかかる救済
69	優先日前に開始された実施を継続する権利
70	争われた特許有効性にかかる証明書
71	共有者による侵害手続
72	排他的ライセンスによる侵害手続

73	侵害手続に対する不登録の効果
74	出願公告により与えられた権利の侵害
75	侵害手続をもってする、根拠のない脅迫にかかる救済
76	不侵害に関する宣言
	第 XIV 部：特許の取消および有効性手続
77	申請に基づいて特許を取り消す権限
78	登録官の特許取消権限
79	特許の有効性を争点にすることができる手続
	第 XV 部：特許および出願の修正
80	侵害または取消手続における特許の修正
81	出願および特許の修正に追加事項を含めることの禁止
	第 XVI 部：国際特許出願
82	国際特許出願の効力
83	出願の国際段階および国内段階
84	国際出願に関する規定の適合
85	特許協力条約およびその文書による証拠
	第 XVII 部：法的手続
86	裁判所または登録官における手続
87	登録官に起因する上訴
88	裁判所の一般権限
89	登録官の裁量権の行使
90	特許手続における聴取権
91	特許手続に関する事務弁護士との通信にかかる特権の適用
92	特許代理人との通信にかかる特権
93	登録官における手続での費用および経費
94	登録官の命令により付与されるライセンス
	第 XVIII 部：違法行為
95	登録簿の偽造等
96	特許権にかかる権限のない主張
97	特許を出願した旨の権限のない主張
98	「特許登録局」の名称の濫用

99	法人およびパートナーシップによる違法行為
100	違法行為にかかる示談
	第 XIX 部：特許代理人
101	特許代理人の登録
102	特許代理人としてふるまうことのできる者等
	第 XX 部：一般規定
103	政府、その職員および審査官の免責
104	特許および出願における誤謬の訂正
105	特許出願および特許についての情報、ならびに書類の閲覧
106	郵便による送達
107	期間の延長
108	就業時間および非就業日
109	没収された物品を売却する政府の権利
110	発明の範囲
111	微生物試料の利用可能性
112	規則
113	様式および登録官の指示
114	第 72 章および S52/1999 の廃止
115	経過規定
	附則：医薬品ではない物質

1999 年意匠令

	第 I 部：序、解釈および適用
1	名称
2	本令の解釈指針
3	本令はコンピューター・プログラムおよび回路配置に適用しない。
4	意匠登録官およびその他の職員の任命および管理
5	登録官は副登録官に自らの権限を委譲できる。
6	意匠登録局の存在の宣言

7	意匠登録局の印章の宣言
8	雇用主・従業者関係等における意匠の所有権に関する指針
	第Ⅱ部：意匠登録
9	新規性を有する意匠は登録可能である。
10	物品を取得し使用する者にとって物品の外観が重要でない場合は、意匠は登録できない。
11	公序良俗に反する意匠は登録できない。
12	内密の開示は、自動的にまたはそれのみでは登録出願の受理に影響を及ぼさない。
13	一部の場合を除き、美術作品である意匠の先使用は、意匠の新規性に通常影響を及ぼさない。
14	他の物品と同一の意匠として登録された意匠に関する規定
15	意匠の登録出願の記載事項に関する指針
16	登録出願の出願日
17	パリ条約加盟国または WTO 加盟国で出願した場合またはその他の場合における優先権の主張
18	先の出願の優先権を利用するために必要な優先権陳述書の出願指針
19	出願の出願日における優先権の効果
20	出願人による出願の取下げに関する指針
21	出願人の優先権およびその他の権利のみなし放棄の効果
22	法務長官は、国王の承認をもって延長を規定する細則を定めることができる。
23	登録官による出願の修正に関する指針
24	出願における権利
	審査および登録
25	出願審査に関して登録官が行う手続
26	出願が方式要件を満たしていると認められた場合の登録官による登録方法
27	登録官は、審査時に一部の条件を満たした場合（ただし、不備の訂正機会を出願人に与えるものとする）、通知により出願の拒絶ができる。
28	登録官は、本法に記載の商標出願に必要となる要件のみ、検討しなければならない。
29	意匠の登録期間は5年で、5年ごとの追加期間で延長ができる。ただし、全登録期間は15年を超えてはならない。
30	登録所有者は意匠の登録を放棄できる。

	第Ⅲ部：意匠における権利
31	一意匠が登録された物品をブルネイで販売・貸借用に製造するための排他的権利等、意匠の登録によって付与される権利 一意匠における権利を侵害する行為および侵害しない行為の記載
32	財産権としての意匠の性質、およびそれに基づく権利を譲渡し、譲渡抵当に入れ、実施許諾すること等ができる旨。また、当該取引の指針
33	意匠の共有の指針
34	意匠における権利に影響を及ぼす取引
35	意匠の使用を継続する第三者の権利
	第Ⅳ部：政府による意匠の使用
36	安全保障、国防等のための政府による意匠の使用は侵害に該当しない。
37	意匠の使用に関する第 36 条に基づく政府の権利の制限
38	第 36 条に基づき意匠を使用した場合は、政府は、所有者に速やかに知らせる義務を負う。
39	第 36 条に基づき政府が意匠を使用した場合、所有者は対価を受ける権利がある。
40	第 36 条に基づき政府が行った行為に不服な場合は、所有者は高等裁判所に上訴できる。
	第Ⅴ部：法的手続
41	登録後に裁判所が決定する所有権に関する疑問
42	第 41 条に基づく登録意匠の移転の効果
43	裁判所の命令によって付与されるライセンス
44	公序良俗の理由による意匠の取消手続
45	裁判所は意匠がその登録時に新規性を有さなかったまたは登録をすることができないものであったとの理由によって、意匠登録を取り消すよう命令することができる。
46	裁判所は登録簿に掲載されている者が所有者として登録を受ける権利を有さない者であるとの理由によって、意匠登録を取り消すよう命令することができる。
47	登録簿の取消命令の効果
48	権利侵害に関する侵害手続の利用可能性
49	ライセンスを通じた併存する権利の行使
50	第 49 条の排他的ライセンスへの適用
51	損害または利益の回復の限定が適用される状況

52	一定の侵害についての損害または利益の回復の更なる限定
53	救済手段としての侵害商品等の引渡命令
54	侵害商品または物が、第 53 条に基づく命令に従って引き渡された場合は、処分命令の申請を行うことができる。
55	裁判所は不侵害についての宣言ができる。
56	裁判所は争われた登録の有効性の証明書が付与できる。
57	裁判所は、法的手続が裏付けのないものであった場合は、手続を停止し、手続を提起した者に損害賠償の支払命令をすることができる。
58	登録官の決定に対して裁判所へ上訴することができる。
59	登録簿にかかる手続への登録官の出頭
60	裁判所の一般権限
61	裁判所または登録官への申請に選択権がある場合の手続
62	裁判所手続の費用の分担
63	登録官手続の費用の分担
	第 VI 部：管理規定および雑則
64	意匠登録簿の維持
65	登録簿は、本令または規則によって登録されることを求められ、許されている事項の一応の証拠である。
66	登録簿の訂正に関する規則
67	登録簿を閲覧する権利に関する規則
68	記入事項の写しを得る権利に関する規則
69	登録官から情報を受ける権利に関する規則
70	登録局の就業時間および非就業日
71	登録官の裁量権行使
72	公務にかかる登録官の免責
73	登録官による代理人の承認
74	登録官による提出書類の誤謬の訂正
75	国防目的ににかかる意匠の情報の公開は禁止または制限することができる。
76	没収物品を売却する政府の権利
	第 VII 部：規則および細則
77	法務長官は、本令を施行するために、規則を定めることができる。

78	法務長官の定める細則
	第 VIII 部：違法行為
79	登録簿への虚偽の記入は違法行為である。
80	意匠を登録されているとして偽って表示することは違法行為である。
81	「意匠登録局」の名称の悪用は違法行為である。
82	第 75 条に基づき登録官の与える指示に違反することは違法行為である。
83	法人およびパートナーシップが行った違法行為の場合の罪の帰属
	第 IX 部：総則
84	国王は、本令を施行するため必要な追加規定規則を定めることができる。
85	本令は政府を拘束する。

2000 年商標法

条項	趣旨
1	引用、施行および適用
2	本法の解釈指針
3	商標登録官およびその他役人、登録官の委任、登録印章
	第 I 部：登録商標
4	商標の定義
5	— 登録商標は、本法に基づいて商標登録を取得した財産権であり、登録商標の権利者は本法の規定に基づき、当該の権利を得て、救済される旨を規定
	登録拒絶理由
6	— 登録拒絶理由に関する規定
7	特別に保護される紋章の記載
8	— 登録拒絶理由に関する規定
9	「先の商標」の意味
10	善意で併存使用する場合の相対的理由の提示
11	異議申立手続において相対的理由を提起するよう求める権限

12	—登録商標により付与される権利。登録商標の権利者は、当該商標について専用使用权を有し、当該権利は、商標権者の許諾を得ないでブルネイ・ダルサラームにおいて当該商標を使用することにより侵害される。
13	登録商標侵害
14	登録商標の効力の制限
15	権利の放棄または限定を条件とする登録
	侵害手続
16	侵害訴訟
17	違反標識の抹消、除去または消去命令
18	侵害商品の引渡命令
19	「侵害商品、素材または物品」の定義
20	引渡しの救済を受けることができない期間
21	侵害商品、侵害素材または侵害物品の処分に関する命令
22	侵害手続をもってする根拠のない脅迫に対する救済
	財産の対象としての登録商標
23	登録商標の性格
24	登録商標の共有
25	登録商標の譲渡または移転
26	登録商標に影響を及ぼす取引の登録
27	信託および衡平法
28	財産権の対象としての商標登録出願
	実施許諾
29	登録商標の実施許諾
30	排他的ライセンス
31	侵害の場合におけるライセンシーの権利
32	排他的ライセンシーの権利
	商標登録出願
33	商標の登録出願に関する規定
34	出願日
35	商標の分類
	優先権
36	優先権主張

37	一時保護
	登録手続
38	出願の審査
39	公告および異議申立手続
40	出願の取下げ、限定または修正
41	登録
42	登録：補足規定
	登録商標の存続期間、更新および変更
43	登録の存続期間
44	登録の更新
45	登録商標の変更
46	登録商標の放棄
47	登録の取消
48	登録の無効事由
49	黙認の効果
	団体商標
50	団体商標
51	団体商標に対する本法の適用
	証明商標
52	証明商標
53	証明商標に対する本法の適用
	第 II 部：周知商標の保護
54	周知商標の保護
	紋章
55	パリ条約および世界貿易機関加盟国の国家紋章等
56	特定の国際機関の紋章等
57	パリ条約第 6 条に基づいて作成する通達
	代理人または代表者の行為
58	代理人または代表者の行為
59	第 58 条(3)に基づく申請期限
	第 III 部：行政的規定およびその他の補足規定

60	登録簿
61	登録簿の訂正
	登録官の権限と義務
62	様式の使用を求める権限
63	出願および登録商標に関する情報
64	費用および費用のための担保
65	登録官に提出する証拠
66	公務に関する免責
	法的手続および上訴
67	有効性の一応の証拠となる登録
68	争点とされる登録の有効性の証明
69	登録簿に関する手続における登録官の出廷
70	登録官による上訴
71	裁判所の規則
	手数料、営業時間等
72	手数料
73	就業時間および就業日
74	公報上への公告
	商標代理人
75	代理人の承認
76	商標代理人登録簿
77	登録商標代理人として記載されていない未登録の者
78	混合パートナーシップおよび法人に関する条件等を定める権限
79	「商標弁理士」の用語の使用
80	登録商標代理人との通信に関する特権
81	登録官による一部の代理人の拒絶権限
	第 IV 部：侵害商品の輸入に関わる手続
82	侵害商品は差し押さえられる可能性がある。
83	侵害商品であるか否かの決定
84	情報提供要求に関する制限
85	決定の通知

86	侵害商品の差押え
87	侵害商品に関する手続
88	同意による商品の没収
89	裁判所の権限
90	商品の検査
91	税関長の情報開示権限
92	権限と職務の委任
93	政府および税関職員の責任免除
	違法行為
94	商品に関わる商標等の無許可の使用
95	権利行使の適用
96	登録簿の虚偽記入等
97	商標を登録されているとして偽って表示すること
98	他人による偽造商標の使用
99	商標を偽造するための道具の作成または所有
100	偽造商標が付された商品の輸入または販売等
101	登録商標を偽ってサービスに使用すること
102	王室の紋章等の無許可の使用
103	パートナーシップと法人による犯罪
	偽物等の没収
104	没収
	第 V 部：雑則および一般規定
105	商標の使用の立証責任
106	諸規則
107	附則 3 の改正
108	経過規定
	附則 1
1	総則
2	団体商標を構成することができる標識
3	原産地の表示
4	団体商標の使用管理規則

5	団体商標の使用管理規則
6	規則の許可等
7	登録官が本附則第6項第1号の要件の充足を判断しなければならない旨の規定
9	公衆の閲覧に付される規則
10	規則の修正
11	侵害：許可を受けた使用者の権利
12	本項は登録団体商標の侵害に関して許可を受けた使用者に関して適用される。
13	登録取消の理由
14	登録無効の理由
	附則2：証明商標
1	総則
2	証明商標を構成することができる標識
3	原産地の表示
4	権利者の営業の名称
5	特徴または意味について誤認させない商標
6	証明商標の使用管理規則
7	規則の許可等
8	登録官は、本附則第7項第1号の要件の充足を判断しなければならない旨の規定
9	当該規則は公告され、本附則第7項第1号に記載の事項に関わる異議申立を通知することができる。
10	公衆の閲覧に付される規則
11	規則の修正
12	登録証明商標の譲渡への許諾
13-14	侵害：許可を受けた使用者の権利
15	登録取消の理由
16	登録無効の理由
	附則3
1	序
2	既存の登録商標
3	(1) 記入された条件は、本法の施行時に失効する。 (2) 従前の登録簿に記入された放棄または限定は、新規登録簿に移転され、登録簿に記入されたものとして効力を有する。

4	登録の効力：侵害
5	侵害商品、素材または物品
6	ライセンスまたは許可を受けた使用者の権利および救済
7	登録商標の共有
8	登録商標の譲渡等
9	登録商標の実施許諾
10	係属中の登録出願
11	係属中の出願の変更
12	登録の存続期間および更新
13	登録商標の変更を求める係属中の申請
14	不使用による取消
15	訂正等の申請
16	証明商標の使用に関する規則
17	争われた登録の有効性の証明書

2000年商標規則

条項	趣旨
1	名称
2	本法の解釈指針
3	手数料に関する要件
4	様式および登録官の指示
5	登録官に関する書類の寸法
6	書類への署名要件
7	書類の送達
8	登録官に対する宛先の提供
9	手続または上訴のための送達宛先
10	代理人の授権の証拠の取扱い。登録官は、特別な場合において、代理人またはその者に代理人として行動する権限を付与した者の直筆の署名または出席を要求することができる。

	第Ⅱ部：商標登録
	商標の登録可能性
11	法第7条第4項に規定の紋章または記章によって構成される商標の登録の禁止
12	氏名または表示が商標に付されている場合、かかる者の同意が必要となる場合がある。
	登録出願
13	商標登録出願の手続
14	提供される商標の表示に関する指針
15	商標出願の分割
16	個別の登録出願の併合
17	単一登録における連続商標としての登録
18	条約国またはその他の領域における従前の商標出願に基づく優先権
19	各出願様式に規定される「商品およびサービスの国際分類」に基づく商品およびサービスの分類
20	出願様式に商標がローマ字以外の文字による語または英語もしくはマレー語以外の言語を含んでいる場合の字訳および翻訳要件
21	出願の不備の場合に登録官が送付する通知
22	許可される出願修正および許可されない出願修正
23	公告後の出願の修正
	登録出願の審査
24	審査報告に対する出願人の応答手続
25	登録官の登録出願の受理手続
	公告
26	－受理された出願は、公報に公告される。 －これに適用する規則
27	出願の公告を目的とした登録官に対する写真および原画の提出の必要性
28	連続登録商標の出願の公告
	異議申立手続
29	商標登録に対する異議申立に関する指針

30	異議申立の聴聞に関する指針
31	異議申立手続後の出願の受理の可能性について登録官が決定した後に講じる手続
32	異議申立手続における期間の延長
33	争われない異議申立における手数料に関する登録官の決定
	登録
34	商標が登録された場合、登録証明書を発行する。
	第 III 部：登録簿
	登録簿
35	登録官の登録簿は、書面形式で保存する必要はない。
36	各登録商標に関して登録簿への登録すべき事項
37	登録の出願人が商標の限定に同意する場合、登録官による当該限定の登録簿への記載
38	出願人による登録簿上の名称または宛先についての変更請求に関する指針
39	商標登録前の出願人の死亡に関する指針
40	登録簿は、一部の状況下で、登録局において公衆の閲覧に供される。
41	登録簿は、様式 TM21 による請求を受けたときには、登録簿の登録事項の認証謄本もしくは抄本または無認証の謄本もしくは抄本を提供する。
42	登録官による登録簿からの事項の抹消に関する指針
	情報の請求、書類の閲覧および守秘義務
43	登録出願または登録商標に関する情報請求は、様式 TM20 を用いて行われる。
44	登録出願の公告前に、出願は公衆の閲覧に供される。
45	登録局で保管されている書類の公衆の閲覧に関する指針
46	
	第 IV 部：商標登録の更新
47	登録官は、登録商標権者に対し、登録更新について通知する。
48	登録更新に関する指針
49	更新されなかった登録商標の抹消および遅延更新に関する指針
50	登録更新が為されなかったために抹消された商標の登録の回復

	第Ⅴ部：登録できる取引
51	登録できる取引の出願者の詳細事項について登録簿に記入する際の指針。登録できる取引の例としては、登録商標に関する担保権の付与の場合および裁判所が登録商標を移転させた場合が挙げられる。
52	取引の詳細事項を登録する申請、または取引の詳細事項を登録官へ通知する申請に関する指針および使用される様式
	第Ⅵ部：登録商標の変更
53	変更申請および変更の公告など、登録商標の変更に関する指針
	第Ⅶ部：登録商標の放棄
54	商標権者による登録商標の放棄に関する指針
	第Ⅷ部：取消、無効、訂正および解除
55	登録簿の取消、商標登録の無効確認、および誤謬の訂正のための申請および申請後の手続に関する指針
	第Ⅸ部：団体商標および証明商標
56	団体商標または証明商標の登録出願に関する指針
57	登録団体商標または登録証明商標の使用に関する規則を改正するための申請に関する指針
	第Ⅹ部：証拠、手数料および登録官の決定
58	聴聞および聴聞に関する通知手続に関して、当事者に登録官による聴聞を受ける機会を与えることに関する指針
59	登録官が別段の指示をしない限り、商標に関する登録官による聴聞は公開で行う。
60	登録官の裁量で提出される、法定宣言書または宣誓供述書および口頭証言の形での手続における証拠
61	法定宣言書または宣誓供述書の作成および署名に関する指針
62	登録官は、手続の手数料、手数料の支払方法および手数料を支払う当事者を裁定する。
63	手続に関する手数料の担保要件および登録官の決定に対する上訴に関する指針
64	紛争に関する手続について、当事者に対する登録官の決定の通知
	第Ⅺ部：上訴
65	手続についての登録官の決定に対する上訴に関する指針

	第 XII 部：手続不備の訂正、時間の計算および延長
66	登録官におけるまたは対する手続上の不備の訂正に関する指針
67	商標手続の時間規定についての期間の計算に関する指針
68	商標手続に関する期限または期間は、登録官の裁量で延長することができる。
	第 XIII 部：書類の提出および就業時間
69	登録官は、自己の裁量により、郵便または配達によって送付する代わりに、電子的方法での書類の提出を許可することができる。
70	登録官が登録局の就業時間および登録局の就業日を定めるすべての指示は、公告し、かつ、登録局に公示する。
	第 XIV 部：国の諸機関による住所変更
71	住所の変更が国の諸機関により行われ、かつ、変更された住所が以前と同じ敷地にある場合は、記載の宛先の変更についての登録官への請求提出には手数料を支払う必要はない。
	第 XV 部：経過規定
72	旧法に基づく登録出願に対する異議申立通知の期間に関する指針
73	係属中の出願の変更には様式 TM10 を使用

1999 年緊急（著作権）令

条項	趣旨
	序
1	引用、施行、完全名称および適用
2	本法の解釈指針
	第 I 部：著作権
	第 I 章：著作権の存続、帰属および存続期間
	導入規定
3	「著作権」および「著作物」の意味
4	著作物に存続する権利

	著作物の種類および関係規定
5	文芸、演劇および音楽の著作物
6	美術の著作物
7	録音物および映画
8	放送
9	有線番組
10	発行された版
	著作者および著作権の帰属
11	著作物の著作者
12	共同著作物
13	著作権の最初の帰属物
	著作権の存続期間
14	文芸、演劇、音楽または美術の著作物の著作権の存続期間
15	録音物および映画の著作権の存続期間
16	放送および有線番組の著作権の存続期間
17	発行された版の印刷配列の著作権の存続期間
	第II章：著作権者の権利
	著作権により制限される行為
18	著作物の著作権により制限される行為
19	複製による著作権侵害
20	複製物の公衆への配布による侵害
21	著作物の公の実演等による侵害
22	放送等による侵害
23	翻案の作成等による侵害
24	公衆への伝達による侵害
25	コンピューター・プログラムの複製および翻案
	著作権の二次侵害
26	二次侵害：侵害複製物の輸入
27	二次侵害：侵害複製物の所持等
28	二次侵害：侵害複製物の作成のための手段の提供
29	二次侵害：侵害実演のための構内の使用の許可

30	二次侵害：侵害実演等のための機器の提供 侵害複製物
31	「侵害複製物」の意味
	第III章：著作物に関して許される行為
	導入規定
33	研究および私的学習
34	批評、評論および時事の報道
35	著作権資料の付随的挿入
	教育
36	授業または試験を目的として行われること
37	教育上の使用のための詩文集
38	教育機関の活動の過程において著作物を実演等すること
39	発行された著作物からの章句の教育機関による録音
	図書館および記録保存所
41	図書館および記録保存所：導入規定
42	ライブラリアンによる複製：特定の記事
43	ライブラリアンによる複製：発行された著作物の部分
44	同一資料の多数の複製物の作成に対する制限
45	ライブラリアンによる複製：他のライブラリアンへの複製物の提供
46	ライブラリアンまたは記録保管人による複製：著作物の代替複製物
47	ライブラリアンまたは記録保管人による複製：ある種の未発行の著作物
48	輸出の条件として作成を必要とされる著作物の複製物
	行政
49	議会手続および裁判手続
50	王立委員会および法定調査
51	公衆の閲覧に供せられる、または公的登録簿に載っている資料
52	公務の過程において政府に伝達される資料
53	公的アーカイブおよび記録
54	法定の権限に基づいて行われる行為
	意匠
55	意匠文書およびひな型

56	美術の著作物から派生する意匠の利用の効果
57	意匠登録を信用して行われること
	タイプフェイス
58	印刷の通常の過程におけるタイプフェイスの使用
59	特定のタイプフェイスにより資料を作成するための物品
	電子的形式による著作物
60	電子的形式による著作物の複製物の移転
	雑則：文芸、演劇、音楽および美術の著作物
61	無名または変名の著作物：著作権の消滅または著作者の死亡についての推定に基づいて許される行為
62	話された言葉の草稿または記録物のある種の場合における使用
63	公の朗読または朗誦
64	学術上または技術上の論文の摘要
65	民謡の録音物
66	公開されているある種の美術の著作物の表現
67	美術の著作物の販売の広告
68	同一の美術家による以後の著作物の作成
69	建築物の改築
	雑則：録音物、映画およびコンピューター・プログラム
70	クラブ、協会等を目的とする録音物の演奏
	雑則：放送および有線番組
71	放送または有線番組を目的とする付随的録音
72	放送または有線番組を目的とする録音
73	タイム・シフトを目的とする録音
74	テレビ放送または有線番組の写真
75	放送または有線番組の無料の公の上映または演奏
76	有線番組サービスでの放送の受信および再送信
77	放送または有線番組の字幕スーパー入り複製物の提供
78	記録保存を目的とする録音
	翻案
79	翻案
	第IV章：著作者人格権

	著作者または監督として確認される権利
80	著作者または監督として確認される権利
81	権利が主張される要件
82	権利の例外
	著作物を傷つける取扱いに反対する権利
83	著作物を傷つける取扱いに反対する権利
84	権利の例外
85	ある種の場合における権利資格
86	侵害商品の所持等による権利侵害
	地位の虚偽の付与
87	地位の虚偽の付与
	ある種の写真および映画のプライバシー権
88	ある種の写真および映画のプライバシー権
	補則
89	権利の存続期間
90	同意および権利の放棄
91	共同著作物への規定の適用
92	著作物の部分への規定の適用
	第 V 章：著作物の権利の利用
93	譲渡および許諾
94	著作権の将来の帰属
95	排他的ライセンス
96	遺言に基づいて未発行著作物とともに移転する著作権
	著作者人格権
97	譲渡不能の著作者人格権
98	死亡による著作者人格権の移転
	第 VI 章：侵害救済
	著作権者の権利および救済
99	著作権者が提訴することができる侵害
100	侵害訴訟における損害賠償についての規定
101	引渡命令

102	侵害複製物を差し押さえる権利
	排他的ライセンスの権利および救済
103	排他的ライセンスの権利および救済
104	併存する権利の行使
	著作者人格権侵害の救済
105	著作者人格権侵害の救済
	推定
106	文芸、演劇、音楽および美術の著作物に関する推定
107	録音物、映画およびコンピューター・プログラムに関する推定
108	政府の著作権に従う著作物に関する推定
	国境取締対策
109	侵害複製物は禁制品として取り扱うことができる。
110	商品が侵害複製物であるかの決定
111	情報提供要件の制限
112	決定の通知
113	侵害商品の差押え
114	侵害複製物に関する手続
115	同意による商品の没収
116	裁判所の権限
117	商品の検査
	補則
118	情報を開示する税関長の権限
119	政府の免責
	第 VII 章：著作権の実施許諾
	実施許諾要綱および許諾機関
120	実施許諾要綱および許諾機関
	実施許諾要綱に関する付託および申請
121	第 122 条から第 127 条が適用される実施許諾要綱
122	提案された要綱の審判所への付託
123	要綱の審判所への付託
124	要綱の審判所への再付託

125	要綱に関連するライセンスの付与の申請
126	ライセンスを受ける資格についての命令の再審理の申請
127	要綱についての審判所の命令の効力
	実施許諾機関による実施許諾に関する付託および申請
128	第 129 条から第 132 条が適用されるライセンス
129	提案されたライセンスの審判所への付託
130	失効するライセンスの審判所への付託
131	命令の再審理の申請
132	審判所の命令の効力
	ある種の場合に考慮されるべき要因
133	一般的考察：不合理な差別
134	複写複製のライセンス
135	放送または有線番組に挿入された著作物に関する教育機関のライセンス
136	行事の主催者が課する条件を反映するライセンス
137	基礎をなす権利についての支払いを反映するライセンス
138	再送信に挿入された字句についてのライセンス
139	他の関係する考慮を排除しない特定事項についての記述
	放送および有線番組サービスにおける録音物の権利の使用
140	権利を利用することができる状況
141	権利を行使する意図の通知
142	権利行使のための条件
143	支払決定の申請
144	条件、情報その他の事項についての照会等
145	命令の再審理の申請
146	考慮されるべき要因
	複写複製のためのある種のを要綱およびライセンスに暗に含まれる補償
147	複写複製のためのある種のを要綱およびライセンスに暗に含まれる補償
	教育機関による複写複製
148	要綱またはライセンスの範囲を拡大する権限
149	要綱またはライセンスを拡大する命令の変更または解除
150	命令に対する上訴

151	新しい要綱または一般的ライセンスが要求されるかどうかの調査
152	勧告が実施されない場合における法定ライセンス
	実施許諾要綱の証明
153	実施許諾要綱の証明
	第 VIII 章：著作権審判所
	著作権審判所
154	設立および管轄権
155	所員
156	財政規定
157	手続を目的とする構成
	管轄権および手続
158	本令に基づく管轄権
159	規則を定める権限
160	経費、命令の証拠等
	上訴
161	法律問題についての裁判所への上訴
	第 IX 章：著作権保護のための資格付与および著作権保護の範囲
	著作権保護のための資格付与
162	著作権保護のための資格付与
163	著作者への言及による資格付与
164	最初の発行の国への言及による資格付与
165	送信の場所への言及による資格付与
	その他の著作物に対する本令の適用
166	その他の著作物に対する本令の適用
	第 X 章：雑則および一般規定
	政府および立法評議会の著作権
167	政府の著作権
168	法律および緊急令の著作権
169	立法評議会の著作権
170	立法評議会の議案の著作権
171	立法評議会：著作権に関する補則

	その他の雑則
172	ある種の国際機関に帰属する著作権
173	フォークロア等、無名の未発行著作物
	経過規定および留保等
174	経過規定および留保
175	附則 1 の修正
176	法に基づく権利および特権
	解釈
177	「教育機関」等の意味
178	「発行」および「商業的発行」の意味
179	署名の要件：法人に関する適用
	第 II 部：実演の権利
180	実演家および録音権を有する者に付与される権利
	実演家の権利
181	資格ある実演
182	実演の録音またはライブ送信について要求される同意
183	録音物の使用による実演家の権利の侵害
184	違法録音物の輸入等による実演家の権利の侵害
	録音権を有する者の権利
185	レンタルによる実演家の権利の侵害
186	有線または無線で公衆に固定された実演を利用可能にしたことによる実演家の権利の侵害
187	売却により公衆に固定された実演を利用可能にしたことによる実演家の権利の侵害
188	実演家の著作者人格権
	録音権を有する者の権利
189	排他的録音契約および録音権を有する者
190	排他的契約の対象である実演の録音について要求される同意
191	同意を得ずに作成された録音物の使用による録音権の侵害
192	違法録音物の輸入等による録音権の侵害
	付与される権利の例外
193	この部により付与される権利にかかわらず許される行為
194	ある種の場合に実演家のために同意を与える審判所の権限

	権利の存続期間および譲渡、同意
195	権利の存続期間
196	権利の譲渡
197	同意
198	法定義務の違反として提訴することができる侵害
199	引渡命令
200	違法録音物を差し押さえる権利
	この部の適用
202	この部の適用
	第 III 部：雑則、一般規定および違法行為
	複製防止を回避するための装置等
203	保護のための科学技術手段の不正使用に関する規定
	違法行為
204	違法物品等の作成または取引についての刑事責任
205	違法録音物の作成等についての刑事責任
206	権利行使における第 96 章の適用
207	同意を行うための当局の虚偽の表示
208	パートナーシップおよび法人による違法行為
209	刑事手続における引渡命令
210	捜索令状
	引渡しおよび差押えに関する補則
211	以後は引渡しの救済を利用することができなくなる期間
212	侵害複製物等または違法録音物の処分についての命令
	一般規定
213	規則
214	権限行使
215	政府を拘束する命令
	附則 1－著作権：経過規定および留保
	附則 2－実演の権利－許される行為：法

1999年緊急（回路配置）令

条項	趣旨
	第Ⅰ部：序、解釈および適用
1	引用、完全名称、適用
2	解釈指針
3	「商業上の利用」の意味
4	ある行為を行う排他的権利は、ある者にある行為を行う許可をする排他的権利を含む。
5	－本令に関して「作成」の意味 －適格な回路配置の作成用にコンピューターを使用した者は、当該配置を作成したとみなされる。
6	「オリジナル」回路配置として認められないもの
7	回路配置の所有者のライセンスで行われた行為は、所有者を拘束するライセンスにより許可された行為である。
8	多くの場合、本令では、回路配置に関する行為の実施について言及するときに、「回路配置の重要部分」に関する行為の実施と言及することがある。
9	適格な回路配置を共同作成した場合、本令における適格な回路配置の作成者との言及とは、当該配置のすべての作成者を意味する。
10	本法の実施前に作成された回路配置に関する本令の適用
	第Ⅱ部：回路配置権の帰属および性質
11	回路配置権の帰属に関する指針
12	回路配置の保護期間中に回路配置権の所有者に生じる排他的権利
13	一般に回路配置権の侵害を構成する事項
	第Ⅲ部：例外
14	不正行為と知らずに無知で回路配置を利用した者は、侵害を犯したことはない。
15	複製物の作成者の個人使用目的のみでの回路配置または集積回路の複製は、侵害に該当しない。
16	研究または教育目的のみでの回路配置または集積回路の複製は、侵害に該当しない。
17	回路配置等の評価または分析目的での回路配置の複製は、侵害に該当しない。
18	ライセンスに基づき従前に利用した適格回路配置の商業利用は、侵害に該当しない。
19	安全目的、国防目的、公的な非商業目的等での政府の回路配置の使用は、一部の状況下で侵害に該当しない。
20	第19条に基づく政府の回路配置の許可利用の限定

21	第 19 条に基づく行為が行われた場合、政府は所有者に通知する責任を有する。
22	政府は第 19 条に基づく行為を行った場合、回路配置権の所有者に報酬を与える。
	第 IV 部：侵害救済
23	裁判所は、権利侵害の場合、損害賠償、不当利得の是正、適格回路配置が組み込まれた集積回路の作成に使われた物品の引渡し等の救済を命令する権限を有する。
24	権利侵害が関係する場合、裁判所は差止命令を発行する権限を有する。
25	排他的ライセンスに対する第 26 条から第 32 条の適用
26	排他的ライセンスの権利
27	回路配置権の所有者および排他的ライセンスの間の手続における併存する権利の行使
28	手続において回路配置権の所有者に対する抗弁は排他的ライセンスに対しても同様に利用可能である。
29	排他的ライセンスが付与されていた場合の損害賠償の査定
30	回路配置権の所有者および排他的ライセンスの双方が訴訟において併存する権利を有しており、裁判所が不当利得の是正を命じた場合、所有者および排他的ライセンスの間の利得の配分
31	別個の手続が同一侵害に関する場合、救済の限定
32	手続費用に対する責任
33	第 23 条または第 24 条に基づく手続に内在する仮定
34	手続と併せた一部の事実の証拠基準
	第 V 部：雑則
35	法務長官は本令において適格国を指名することができる。
36	回路配置権の将来の所有権に関する権利
37	回路配置権の譲渡および実施許諾に適用する規則
38	回路配置権の侵害を主張する法的手続が根拠のないものと判明した場合、裁判所は手続の停止を命令し、被告が被った損害の賠償を命令できる。
39	法務長官は本令の目的および趣旨を実施するための規則を作成できる。
40	政府を拘束する本令

ブルネイにおける特許、著作権、商標、回路配置および意匠制度に関する注記

特許

特許権とは、他者が発明者の同意なしに、発明を使用、複製または発明しないようにするための、発明の所有者に与えられた権利である。ブルネイ知的財産庁（BruIPO）への登録により、特許の保護を取得できる。2013年のブルネイ IPO の統計によると、2012年1月に最初の特許出願が為されてから、ブルネイの研究者、発明者および企業から47件の出願がなされた。47件のうち20件は2012年、27件は今年度に出願されており、地域の発明の特許の保護に関する関心が高まっていることがうかがえる。さらに、2014年2月には8件の新規特許の出願がブルネイ知的財産庁に為された。

ブルネイ経済開発庁（BEDB）は、IP に対する意識向上キャンペーンの開始時に、知的財産の価値の高さについて言及している。BEDB は、新規の商品、ブランドおよび意匠はほぼ毎日のように市場に現れており、これらの資産の保護は、外国の直接投資を誘致し、地域企業を強化し、刷新性と創造性を育むためにプラスとなるものであると述べた。

2011 年特許令

1. 2012 年 1 月 1 日、2011 年特許令および 2012 年特許規則が施行された。ブルネイの 2011 年特許令は、シンガポール、マレーシア、英国および欧州出願（EP）（英国指定）の特許の従前の再登録システムに替わり、独自の特許制度を設立するものである。

ブルネイは従前、ASEAN 加盟国として国家特許制度を有していなかった。特許の保護は、既に付与された英国、欧州出願制度（英国指定）、マレーシアまたはシンガポールの特許を再登録する形で行われていた。発明法（第 72 章）に基づき、特許は、原特許の付与日から 3 年以内に再登録することができるが、これらの特権は、特許令の施行により停止となった。

登録

1. 登録することのできる特許の要件とは以下のとおりである（第 13(1)条）。
 - a. 新規のものであること
 - b. 進歩性があること。既に存在する既存の商品またはプロセスよりも進歩性を示すものがなければならない。
 - c. 発明は有益で何らかの形態の実務利用が可能でなければならない。また、その使用はすべての産業に適用可能でなければならない。

侵害

特許権の侵害（第 64(1)条）：

a. 発明が商品である場合

一商品の製造、処分、処分の申し出、利用、輸入、または処分その他のための保管をすること

b. 発明が製法である場合

一特許権者の同意がないことを承知で、または状況を鑑みて合理的に考えてそれが明らかな場合に、ブルネイ・ダルサラームで製法を利用するかまたは利用の申し出をすることは、特許の侵害である。

一当該製法により直接的に得られた商品の処分、処分の申し出、利用、輸入、または処分その他のための保管をすること

救済

民事救済（第 65(1)条）：

- a. 差止命令
- b. 損害賠償
- c. 侵害から得た不当利得の是正
- d. 特許が有効である旨の宣言
- e. 特許商品の破壊命令または引渡命令

特許権の存続期間（第 35(1)条）：

1. 本令に基づいて付与された特許は、当該特許にかかる出願日または所定の他の日に開始する 20 年の期間の終わりまで効力を維持する。

特許存続期間の延長（第 36(1)条）

1. 特許所有者は、次のいずれかの理由に基づいて、特許存続期間を延長するよう登録官に申請することができる。

- a) 特許の付与に際して、登録官による不当な遅延があったこと。特許権の付与は4年かかる予定である。これより長くなる場合は不当な遅延に該当する可能性がある。
- b) 所定の特許庁において対応特許の交付に際して不当な遅延があったこと。これは、パリ条約または世界貿易機関に加盟する国の特許庁を含む。
- c) 医薬品の販売許可取得手続により特許を実施する機会が不当に短縮されたこと。これは、特許が販売許可を必要とする医薬品の有効成分を含む場合に関する。

再登録（第 115 条）

付与済または係属中の外国特許は、新特許令の経過規定に基づき、再登録と呼ばれるプロセスを通してブルネイでの保護を受けることができる。付与済の英国、ヨーロッパ特許庁（英国指定）、マレーシアまたはシンガポールの特許に関する再登録の出願が 2011 年特許令の施行前に既に提出されている場合は、2011 年特許令第 115 条に基づき、旧法が廃止されなかったものとして、付与される。

著作権

- 1. 著作権保護は自動であり、登録制度は存在しない。1996 年 8 月現在、著作権案件を裁判所に提起した者はいない。

1999 年緊急（著作権）令

- 1. 1988 年英国著作権法に基づき作成、一時的複製物に対しての保護を規定

2. 保護資格

著作権法に基づく保護の要件は以下の 4 つである。

- a. 書面またはその他の物的形態であること
- b. 原本であること
- c. 著作権令に基づく存続条件の対象であること

d. ブルネイ法に基づく保護資格を満たしていること

2. 著作権侵害の2つの種類：一次侵害および二次侵害

a. 一次侵害とは著作物の複製等、直接侵害を意味する。

b. 二次侵害は以下を含む。

i. 業務の過程において所持すること

ii. 著作物を市場で販売すること

iii. 直接的な著作権侵害を助長するような商品を商業的に利用すること

3. 救済

a. 民事救済

i. 損害賠償

ii. 差止命令

iii. (不当利得の) 是正

iv. 引渡し (侵害当事者に、著作権者に侵害商品を引き渡すよう指示する裁判所命令)

b. 刑事救済

i. 搜索令状

ii. 引渡し

c. 国境権利行使措置

商標

ブルネイにおいて商標は、一般的に 1999 年商標令 (イングランド 1994 年商標法を採用した法) に基づく登録により保護することができる。

商標法 (第 98 章)

ブルネイ・ダルサラームにおいて商標登録に適用する法律は、商標法 (第 98 章) および 2000 年商標規則である。

1. 登録 (第 4 条)

法に基づき登録するためには、商標は以下の要件を満たさなければならない。

- a) 視覚的に識別可能
- b) グラフィックとして表示可能
- c) 他社の商品・サービスと識別可能
- d) さらに、使用予定商標は、登録手続に適用される法に規定する様式および実質的要件を満たさなければならない。

ブルネイにおいて現在または将来、商標を使用しようとする個人または法人（国内または外国を問わない）は、商標登録に出願できる。

2. 保護期間（第 43 条）

保護期間は出願日（登録日に該当）から 10 年間である。登録は 10 年ごとに無期限に更新可能である。

3. 侵害（第 13 条）

商標が登録されている商品またはサービスと同一の商品またはサービスについてその商標と同一の標識を業として使用する者は、当該登録商標を侵害するものとされる。

4. 侵害救済（第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条）

民事救済

- i) 損害賠償請求
- ii) 差止命令
- iii) 不当利得の是正
- iv) 引渡命令

v) 商標の所有者が侵害商品の没収、破壊等の裁判所命令をその後申請できる場合、税関長に対する侵害商品の差押要求の提出

5. 刑事制裁措置（本法に基づく規定。また 1953 年商品商標法にも言及）

- 罰金
- 懲役
- 偽造商品の没収

6. 権利行使機関

- a. ブルネイ警察－IPR 侵害申立を調査する商業犯罪ユニットを有している。
- b. 財務省税関局－商標法および 1999 年緊急著作権令に基づき、IPR 所有者は、税関長に書面で通知し、通知に記載の特定期間中に税関に存在するまたは税関に到着する侵害商品を禁止物品として取り扱うよう要請することができる。
- c. 法務省－IP 刑事事件の訴追を行う。

7. 紛争解決

- a. IP 紛争は中等裁判所および最高／高等裁判所に付託される。
- b. 商標紛争、異議申立申請、登録商標の訂正および無効は、法務省商標部登録局に提出する。

8. 判例法

International Coffee & Tea LLC 対 The Coffee Bean & Tea Leaf Sdn Bhd（HCCS 2000 年第 179 号）

－原告の訴訟は、自らの商標侵害、詐称通用の損害賠償および差止命令による救済のためのものであった。

－本件で争点となったのは、The Coffee Bean & Tea Leaf との字句に特徴的な性質がないのかという点であった。その後、争点は、提訴された商標が公衆に商標として認識されていたかという点に移行した。

－原告の事業「The Coffee Bean & Tea Leaf」および被告の「Coffee Bean & Tea Leaf Sdn Bhd」との間で実際に混同があったとの証拠がないものの、2つの企業が所在する地域とその近隣性を考慮すると、実際には別の企業であるものの、双方の商号により1つの企業で同一の事業をしているとの印象を与えるため、混同があった可能性はある。

－したがって、裁判所は原告が要求していた救済を付与した。

回路配置

オリジナルの回路配置は、回路配置の登録または預託要件が存在しないため、自動的に保護される。

1999年緊急（回路配置）令

1. 1999年緊急（回路配置）令は、2000年2月2日に施行された。本法は、集積回路の回路配置の保護を定めるためのものである。
2. 1999年緊急（回路配置）令は、本令の実施後に作成されたオリジナルの回路配置の法的保護を規定するものである。

保護資格

回路配置は、作成者が自らの知的努力によって作成したという点でオリジナルでなければならず、製造時に回路配置の作成者または集積回路の製造者の間で膾炙されているものではない。

排他的権利（第12条）

- 1) 回路配置の所有者は、保護期間中、以下の権利を有する。
 - a) 物的形態の回路配置を複製し、複製を許可する権利
 - b) 当該回路配置または当該回路配置の複製物に基づき集積回路を作成する権利
 - c) ブルネイ・ダルサラームにおいて回路配置を商業的に利用し、商業的な利用を許可する権利

保護期間

オリジナルの回路配置の保護期間は最初の商業的利用から 10 年である。回路配置が作成されてから 5 年以内に利用された場合またはその他の場合、回路配置の作成年から 15 年とする。

侵害（第 13 条）

1) ある者が、保護期間中に、回路配置の所有者のライセンスなしに、第 12 条に基づき回路配置権の所有者の排他的権利であるいずれかの行為を行い、またはその他の者にこれらの行為を許可した場合、回路配置の侵害が生じることとなる。

侵害救済（第 23 条(1)、第 24 条）

- i) 損害賠償
- ii) （不当利得の）是正
- iii) 物品の引渡し
- iv) 適格所有者に引き渡された物品の没収、所有者の指示通りの破棄または処分
- v) 差止命令

意匠

意匠は、技術および医療機器から時計、宝石その他の奢侈品、家庭用品および電気機器から車両および建築構造、織物設計から娯楽商品に至るまで、多様な産業製品および工芸品に適用される。

1999 年緊急（意匠）令

1999 年緊急（意匠）令および 2000 年意匠規則は、商品の外観に対する新規の意匠登録について規定している。

1. 1999 年緊急（意匠）令は 2000 年 5 月 1 日に施行された。
2. 意匠は、登録に基づき保護を求めることができる。

登録（第 9 条、第 10 条、第 11 条）

登録可能な意匠

1. 意匠は出願日において新規性がなければならない。

意匠が登録出願日前にブルネイ・ダルサラームもしくはその他の場所で登録、公開、使用または販売されていない場合、新規性があることとなる。

2. 物品の外観は重要でなければならない。
3. 意匠の公開または使用は公序良俗に反してはならない。

保護期間（第 29 条）

- a) 登録された意匠の最初の保護期間は、登録出願日に始まる 5 年とする。その後、登録は、更新料の支払いを条件に、最大 15 年まで更新することができる。

意匠における権利（第 31(1)条）

- a) 意匠が登録された物品、およびその意匠と実質的に異なる意匠が適用された物品を製造しまたは輸入する権利

侵害（第 31(2)条）

意匠における権利は、次のことを行う者によって侵害される。

- a) 第1項に基づき登録所有者の排他的権利である行為を実施し、または行為の実施を他者に許可すること
- b) 第1項に規定の物品がブルネイ・ダルサラームまたはその他の場所で製造できるようにする物を製造し、またはその製造を他者に許可すること
- c) 組み立てられる物品に関して為された場合は、意匠の侵害に該当する組立てキットに関して行為を実施し、または行為の実施を他者に許可すること
- d) 組み立てられる物品が第1項に規定の物品である場合に、ブルネイ・ダルサラームまたはその他の場所で組立てキットが製造または組み立てられるようにする物を製造し、またはその製造を他者に許可すること

侵害救済（第48条）

- a. 損害賠償
- b. 差止命令
- c. 不当利得の是正
- d. 侵害物品の引渡命令
- e. 侵害物品の処分命令

判例法

Koninklijke Philips Electronics N.V.対 Aifa Sdn（HCCS 2004 年第 117 号）

被告が、被告の商品の意匠が原告の商品の意匠と類似との原告の主張を取り消す申請をし、これが認められた。

被告の申請は以下の理由で認められた。

- a) 原告の意匠は、従前の開示があったことから新規とは考えられないこと
- b) 意匠にかかる物品が別途に製造販売されていなかったため、原告の意匠は本質的に登録不可能であること

トレード・シークレット

トレード・シークレットは、産業商業活動関連の秘密情報に関して使用される。ブルネイにおいて、トレード・シークレットを直接扱った案件はなく、この種の知的財産に関する正確な定義は存在しない。

トレード・シークレットは特別な法律によって規制されておらず、ブルネイにおいてトレード・シークレットを扱った案件はない。ただし、ブルネイ裁判所は英国の判例に準拠している。したがって、トレード・シークレットはコモン・ローに基づき保護される。つまり、トレード・シークレットに関する案件が生じた場合、イングランドの案件で規定される定義に準拠する可能性が高いということである。

イングランドの案件では、保護対象となるトレード・シークレットの基準は以下のとおりである。

- 1) 秘密に必要な性質を有している情報であること
- 2) 当該情報が秘密保持義務を生じさせる事情のもとで伝達されること
- 3) 当該情報の伝達者に損害をもたらすような当該情報の無権限の利用が存在すること
- 4) 公知または確証可能ではなく、当該情報の保有者に競合会社および顧客に対して経済的優位な立場を与えること

IP 権の権利行使

本稿は [USTR スペシャル 301 条報告からの引用](#) である。

小売での著作権侵害：つい数年前までブルネイの著作権侵害は事実上 100%であった。ただし、2009 年、ブルネイ警察（RBPF）、法務省（AGC）および地域のレコード産業グループなどが反著作権侵害キャンペーンを行い、小売市場から音楽海賊版の 90%を撲滅することに成功した。

ただ、残念なことにブルネイではまた著作権侵害が生じている。

2011 年 10 月のマレーシアレコード産業（RIM）の調査によると、約 50 の小売店が DVD、VCD および CD の形態で海賊版映画、音楽、ソフトウェアの販売を行っていたことがわかった。海賊版の音楽光ディスクが小売店でまたも公に販売されていたのである。上記のとおり、2009 年の数回の警察の手入れがテストケースとなり、音楽業界の苦情に基づき 2010 年には追加で 3 回の手入れが行われた。ただ、現在のところ、これらの案件で裁判所に提訴されたのは 1 件のみである。残念ながらブルネイ裁判所は著作権案件の聴聞のスピードがかなり遅く、報告では、2010 年に開始した明確な著作権侵害小売案件の聴聞がまだ解決していないと記載されている。主な問題は、スケジュールが細切れになっていることである（裁判所は平均 1 日 2 時間から 3 時間しか証人聴聞を行わない）。

権利行使における問題：警察の手入れの後に提訴された案件のプラスの発展を阻害する要因がいくつか存在する。

ブルネイ裁判所手続では、宣誓陳述書が裁判所で受け入れられるとの規定がない。このため、以下が生じる。

- 小規模な著作権侵害小売店の場合であっても、著作権者はブルネイに来訪し、証拠を提供し、自らが証人となるよう求められる。
- 宣誓供述書も同様に受入不可である。刑罰制度は（懲役および罰金の両方において）非常に軽微で、勝訴した場合も、抑止効果とはならない。
- 法的損害賠償についての規定が存在しない。
- 警官の目前で犯罪が行われた場合であっても、ブルネイの警察は令状なしで逮捕する権限を有さない。
- 税関当局は自らの職権を使って行為することを拒否する。
- 当局は権利所有者の苦情に基づき著作権侵害小売業者の取引許可を停止させるのには消極的である。

音楽権利者団体は 2011 年から当局をサポートするための地方団体「BRUCOP Pte. Ltd.」を設立した。これにより、上記の問題のいくつかのマイナスの効果が緩和されることが望まれる。ただ、いずれの場合も、ブルネイ当局が効果的に著作権侵害対策を行い、著作権者を保護できるようにするためにも、こういった侵害は撲滅されるべきである。

経済産業省委託

ブルネイ下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

GLOBAL IP Southeast Asia Pte Ltd

2015 年 6 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。